

寒河江市社会教育関係団体の認定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会教育に関する事業を行う団体を社会教育関係団体として認定し、その自主性を尊重しつつ育成、助長することにより、社会教育の振興、発展を図ることを目的とする。

(社会教育関係団体の要件)

第2条 社会教育関係団体は、公の支配に属さない団体で、次に掲げる要件を備えなければならない。

- (1) 市内に活動の本拠を有し、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、かつ、その事業を継続的、計画的に行う団体であること。
 - (2) 規約又は会則を有し、団体意思を表明する代表者が明確であり、団体の意思を決定し、執行する機構を有すること。
 - (3) 独立した経理、監査の機能が確立していること。
 - (4) 団体の構成員がおおむね10人以上であること。
 - (5) 団体の構成員の半数以上が市民であること。または、団体の代表者が市民であり、事務局が市内にあること。
 - (6) 自ら自主財源を持ち、団体自身で事業に要する経費を最大限に負担するよう努力していること。
- 2 前項の要件を備えている団体であっても、政治活動、宗教活動及び営利事業を主たる目的とする団体は除外するものとする。

(社会教育関係団体の範囲)

第3条 社会教育関係団体の範囲は、前条に規定する要件を有し、次に掲げる団体を標準とする。

- (1) 青少年教育に関する団体
 - (2) 成人教育に関する団体
 - (3) 生涯学習に関する団体
 - (4) その他の団体
- 2 前項に規定する団体の具体的な基準については、別表に定めるものとする。

(認定等)

第4条 社会教育関係団体の認定を受けようとする団体は、社会教育関係団体認定申請書(様式第1号)に関係書類を添え、教育委員会(以下「委員会」という。)に申請するものとし、委員会は団体からの申請に基づき、これを審査し、認定したときは社会教育関係団体認定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 前項の審査により、認定を却下したときは、社会教育関係団体認定却下通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 認定の有効期間は、第1項の認定の通知があった日から3年を経過した日が属する年度の6月末日までとする。

4 引き続き認定を受けようとする団体は、認定の有効期間の満了する日の1月前までに、第1項に規定する書類をもって委員会に申請するものとする。

(認定の取り消し)

第5条 委員会は、社会教育関係団体の認定を受けた団体であっても、第2条の要件を失ったと認めたときは認定を取り消すものとし、社会教育関係団体認定取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(変更届)

第6条 認定を受けた団体は、代表者名等に変更を生じた場合は、社会教育関係団体変更届出書(様式第5号)により委員会に届け出るものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要なことは、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成21年11月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

団体の範囲	基準
(1) 青少年教育に関する団体	① 小学校及び中学校に就学する者で構成されている少年団体とする。 ② 義務教育終了後からおおむね35歳未満の者で構成されている青年団体とする。
(2) 成人教育に関する団体	① 成人である女性で構成されている女性団体とする。 ② 青少年の健全育成を図ることを目的とする青少年育成団体（学校毎PTA組織等、ただし、部活動の保護者会は除く。）とする。 ③ おおむね60歳以上の者で構成されている高齢者団体とする。 ④ 視聴覚機材や教材を利用する学習及び作品の制作を行う視聴覚教育関係団体とする。
(3) 生涯学習に関する団体	趣味や教養を通じて公民館事業等に参画し、地域の活性化を目的とする団体とする。ただし、同一企業等に勤務する者で構成している団体は除く。 ① 芸術、文化活動を行う団体及び文化財の保存や歴史研究等を目的とする団体とする。 ② 各種スポーツやレクリエーションを行う団体とする。
(4) その他の団体	上記に掲げる団体以外で、主として社会教育に関する活動を行う団体